令和８年１０月

【災害により被害を受けた農業者の方へ】

災害によって被害を受けた農業者が利用可能な農業制度資金

（利率：令和８年１０月２０日現在）

融資機関	資金名	対象者	資金使途	利率(%)	限度額	償還期限(据置期間)
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	主業農業者等	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金（経営再建費、収入減補填費）	2.35～3.25	600万円（要件を満たす場合は年間経営費等の6/12）	15年（3年）
	農林漁業施設資金（災害復旧）	農業者等	①被災した農舎、畜舎等施設、農機具及び運搬用機具の復旧 ②果樹の改植又は補植費用	2.35～3.40	負担額の80%又は１施設当たり300万円（特認600万円※1）のいずれか低い額	①15年（3年） ②25年（10年）
	農業基盤整備資金（災害復旧）	農業者等	農地、牧野の復旧	2.35～3.40	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	25年（10年）
	農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金） ※2	認定農業者	施設等の復旧・取得 果樹等の導入等 長期運転資金	2.35～3.40	個人　3億円 法人10億円	25年（10年）
	経営体育成強化資金 ※2	主業農業者等	農地、牧野の改良又は造成 果樹の新植、改植又は育成等	3.40	個人1.5億円 法人　5億円	25年（3年）
農協等	農業近代化資金	認定農業者	施設等の復旧、取得 果樹等の導入等	2.35～3.25	個人1,800万円 法人　2億円	7～15年（2～7年）
		主業農業者等	施設等の復旧、取得 果樹等の導入等	3.40	個人1,800万円 法人2億円	7～15年（2～7年）

（注）各地域で甚大な被害があり国から指定された災害の場合、市町村から被害内容の証明を受けた農業者の方は、上記資金について貸付当初５年間無利子となる。

※１：復旧に要する費用や資金の調達の状況からみて、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合に適用。

※２：負債整理関係資金については対象外。